

諮詢第五号

下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮詢について

下水道使用料の督促処分について、別紙のとおり異議申立てがあつたので、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百三十一條の三第七項の規定に基づき、諮詢する。

平成二十七年三月四日提出

青 森 市 長 鹿 内 博

諮詢第5号別紙

異議申立て書（下水道使用 16）

平成 26 年 10 月 31 日(金)

青森市長 鹿内 博 様

異議申立て人 三国谷清一



下記のとおり異議申立てをする。

記

1. 異議申立て人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川 4 丁目 8 番 2 号
氏 名 三国谷清一
年 齢 65 歳

2. 異議申立てに係る処分

貴職の平成 26 年 10 月 6 日付け平成 26 年度下水道使用料督促状(平成 26 年 8 月分)
による処分。

3. 異議申立てに係る処分があつたことを知つた年月日

平成 26 年 10 月 7 日

4. 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 異議申立ての理由

異議申立て人は、平成 25 年 6 月分下水道使用料に係る督促状に対する異議申立て(平成 25 年 8 月 9 日)以来一貫して、貴職に下水道使用料徴収に関して法令遵守及び法の下での平等取扱いを求めているものである。

貴職は、青森市税外諸歳入金督促手数料及び延滞金徴収条例第 2 条第 1 項の規定により下水道使用料滞納者に対し督促状の発行を義務づけられているにも拘わらず、貴職の怠慢等による賦課漏れ等以外の通常の下水道使用料の賦課徴収に関しては、法的に有効な督促処分には当たらない「水道料金・下水道使用料等納入通知書(督促)」送付を以て納付勧奨するを原則とすると称し、異議申立て人以外の下水道使用料滞納者には督促状を発行せず、延滞金も徴収せずに、異議申立て人に対してのみ督促状を発し延滞金を徴収している。これは明らかに異議申立て人に対する不平等極まりない不利益取扱いであり、違法不当である。また、延滞金に関する記述も納期限の翌日から督促状を発した日の前日の簡に納付した場合の取扱い等矛盾に満ちている。よって、本件異議申立てに係る督促処分は取り消されるべきものである。

6. 処分庁の教示

「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して 30 日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」との記載あり。

7. 行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。

